

平成28年度
山梨県公共事業評価
意見書

平成28年11月21日

山梨県公共事業評価委員会

目 次

はじめに	P1
1 事前評価について		
1-1 事前評価実施にあたって	P2
1-2 個別事業に対する意見	P2
2 再評価について		
2-1 再評価実施にあたって	P3
2-2 個別事業に対する意見	P3
(1) 工期の変更を行った上で		
継続することが妥当と判断した事業	P3
(2) 計画内容を見直した上で		
継続することが妥当と判断した事業	P6
(3) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で		
継続することが妥当と判断した事業	P6
3 事後評価について		
3-1 事後評価実施にあたって	P9
3-2 個別事業に対する意見	P9
4 附帯意見		
(1) 広域的な視点からの説明について	P15
(2) 事後評価調書の記載内容について	P15
(3) 委員会審議対象について	P15
5 審議経過	P17
6 平成28年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿	P18

はじめに

山梨県の社会資本をめぐっては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催や2027年のリニア中央新幹線の開業といった県の発展につながる絶好の機会を迎えようとしている一方で、加速する社会資本の老朽化、大規模自然災害への備えなどの様々な課題を抱えている。このような状況において、県では限られた財源の中で、『安全安心を支える基盤づくりを進める「防災・減災」分野』、『地域資源を生かして活力ある地域づくりを進める「活力」分野』、『健やか・快適環境を創造する「暮らし」分野』毎に重点目標を定め、社会資本整備を進めている。

これらの社会資本整備にあたっては、計画段階から事業実施中、事業完了後の全ての過程において、一層の透明性の向上を図り、事業を効果的、効率的に執行していくことが重要である。

山梨県では平成17年度から「公共事業評価システム」を本格導入し、事前評価においては、経済効率性や事業規模、事業手法、計画熟度などの妥当性や同種の事業間の優先度などの観点から事業実施の是非を総合的に評価し、再評価においては、社会経済情勢の変化、経済効率性、時間管理、コスト縮減などの諸観点から事業継続の是非を評価し、また事後評価においては、事業貢献度や経済効率性、改善措置の必要性などの観点から事業の達成度を評価することとしている。

本委員会は公共事業に対して意見を述べる機関として設置され、これまで多くの評価対象事業を審議しており、近年では平成26年度に25事業、平成27年度に25事業を審議し、公共事業評価の適正化を図ってきている。

本年度は、事前評価1事業、再評価10事業、事後評価17事業、合わせて28事業について、個別説明、現地視察、及び詳細審議を経て、次のとおり意見をとりまとめたので具申する。

なお、今後の社会資本の整備にあたっては、本委員会の意見を十分尊重し、一層効果的、効率的な事業執行に反映されたい。

1 事前評価について

1-1 事前評価実施にあたって

公共事業の事前評価は、着手段階における意思決定プロセスの透明性、客観性の一層の向上を図るとともに、限られた財源を有効に活用するため、事業実施の妥当性や事業貢献度の観点から評価するものである。今回は、以下の事業について事前評価の審議を行った。

事業に対する意見は次のとおりである。

1-2 個別事業に対する意見

①中山間地域総合整備事業 つるせいぶ 都留西部（都留市）

この事業は、都留市西部の水稻や豆類等に加え、ワサビや水かけ菜といった富士山の湧水を利用した地域の伝統野菜栽培が行われている中山間地域において、ほ場、用排水路、獣害防止施設等の農業生産基盤と併せ、営農飲雑用水等の生活環境基盤を総合的に整備するものである。

現在、小規模なほ場が多く、農道や用排水路が未整備であり、野生獣による被害拡大等の営農上での課題や、営農飲用水の供給施設の老朽化など生活面での課題も抱えており、地域住民は早急な整備を強く望んでいる。

このような中、本事業により、農業の生産基盤が整備され、農作業の効率化や野生鳥獣被害の防止が図られることで、農業生産の向上が期待できるとともに、営農飲用水といったライフラインを整備することで定住環境の改善が図られる。

今後、市の農業振興の拠点となる農林産物直売所「道の駅つる」のオープンに伴い、地域農産物の販路が広がり、生産者の所得向上や訪れる観光客との都市・農村交流が一層期待されることから、事業の必要性は高く、実施は妥当である。

2 再評価について

2-1 再評価実施にあたって

公共事業の遅延による社会的便益の損失を防ぎ、公共事業のもたらす効果を最大限に発揮させるためには、事業進捗の厳密な管理と徹底したコスト縮減が重要である。

このため、事業の再評価では、事業着手から一定期間が経過した事業について、社会経済情勢の変化や進捗状況等を踏まえ、事業の見直しの必要性や時間管理を主眼に、今後の事業継続の是非を判断することとしている。今回は、以下の10事業について再評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

2-2 個別事業に対する意見

(1) 工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

①道路事業 (一) ^{ふじよしだにしかつら}富士吉田西桂線 ^{おぬま}(小沼工区) (南都留郡西桂町)

②道路事業 (一) ^{ふじよしだにしかつら}富士吉田西桂線 ^{かみくれち}(上暮地工区) (富士吉田市)

この2つの事業は、一般県道 富士吉田西桂線の南都留郡西桂町小沼地内及び富士吉田市上暮地地内において、幅員狭小によるすれ違いが困難な状況の解消や歩行者の安全確保を図るために、現道拡幅とバイパス道路を整備するものである。また、近接する国道139号の渋滞解消や(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジの設置に伴う交通量の増加が見込まれることから、早期の完成が期待されている。

小沼工区の見直し案は、人家が連担しており、家屋移転を伴う用地交渉に時間を要することから事業期間を延伸する内容となっている。

現在、8割以上の事業進捗が図られており、用地取得の目途も概ね立てられていること、この事業の完成により、これまでの投資による効果が十分に発現することなどから、見直し案により事

業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、既に取得した用地について、可能な部分の工事に早期に着手して通行の安全性を高めるとともに、時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成34年度の完成に努められたい。

上暮地工区の見直し案は、建物移転を伴うなど用地交渉に時間を要し、現計画に対する事業の進捗が大きく遅れていることから事業期間を延伸する内容となっている。

課題となっている共有地については、定めた方針に従って取得を進めること、この事業の完成により、スマートインターチェンジ設置に伴う効果が期待できることなどから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成34年度の完成に努められたい。

なお、事業期間中であっても、それまでの事業実施による効果ができるだけ発現できるように工事の進め方等を工夫されたい。

③道路事業・街路事業 (一) なるさわふじかわぐちこ 鳴沢富士河口湖線

(南都留郡富士河口湖町)

この事業は、一般県道 鳴沢富士河口湖線の南都留郡富士河口湖町地内において、朝夕の渋滞解消や通学する小中学生等歩行者の安全を確保するとともに、合併後の新役場庁舎への利便性の向上を図るために、バイパス道路を整備するものである。

今回の見直し案は、用地境界の確定に時間を要したことなどから、事業期間を延伸する内容となっている。

現在、9割以上の事業進捗が図られており、境界確定に関しては権利者間の調整を重ねた結果、解決の見通しがついたこと、この事業の完成により、これまでの投資による効果が十分に発現することなどから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成31年度の完成に努められたい。

④道路事業 国道411号（（仮）和戸^{わど}アクセス）（甲府市）

この事業は、国道411号（（仮）和戸アクセス）の甲府市和戸町地内において、周辺道路の慢性的な渋滞解消や新山梨環状道路北部区間（仮）和戸インターチェンジと中心市街地へのアクセスの向上を図るために、バイパス道路を整備するものである。

今回の見直し案は、設計計画に時間を要したことなどから、事業期間を延伸する内容となっている。

本事業は、接道する新山梨環状道路北部区間との事業間協議などが概ね整ったこと、今後は国の新たな補助制度を活用しつつ事業の進捗を図る計画であること、この事業の完成により、国道140号など周辺道路の渋滞解消効果が期待できることなどから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成37年度の完成に努められたい。

⑤街路事業 （都）和戸町^{わどまちりゅうおう}竜王線（甲府市）

この事業は、都市計画道路 和戸町竜王線の甲府市城東から中央5丁目までの間において、渋滞解消や中心市街地へのアクセス性の向上を図るために、現道を拡幅及び歩道を整備するものである。

今回の見直し案は、関係機関との調整に多くの時間を要したことなどから、事業期間を延伸する内容となっている。

本事業は、一体的に行う必要がある濁川河川改修事業との調整が概ね整ったこと、甲府市との協議により筆界未定地の解消に目途が立ったこと、また、今後は国の新たな補助制度を活用しつつ事業の進捗を図る計画であること、この事業の完成により、中心市街地へのアクセスは大きく改善されることなどから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成37年度の完成に努められたい。

(2) 計画内容を見直した上で継続することが妥当と判断した事業

①林道事業 林道^{げんじろう}源次郎線 (甲州市)

この事業は、甲州市南部の源次郎岳から宮宕山周辺の県有林・民有林486haを効率的に管理経営するとともに、地域林業の振興を図るために必要な森林管理道を整備するものである。

今回の見直し案は、これまで地形に沿った線形や路肩縮減の採用などのコスト縮減に努めてきた結果として、総事業費を約3割減額する内容となっている。

事業の進捗も順調なことから、見直し案により事業を継続することが妥当であり、平成29年度の完成に努められたい。

(3) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

①林道事業 林道^{あしならしとうげ}足馴峠線 (南巨摩郡富士川町)

この事業は、南巨摩郡富士川町西部の源氏山一帯の県有林を中心とする1,652haの森林を管理経営するとともに、地域の林業振興や活性化、また、森林の有する公益的機能を発揮させるうえで有効な林内路網の骨格となる森林基幹道を整備するものである。

今回の見直し案は、施工区間内において路体崩壊などの災害が発生し、その復旧に不測の日数を要したことに加え、現計画ルート上に複数の山腹崩壊の拡大が確認されたこと、及び林道整備に関する指針の制定に伴い林業専用道等の開設により利用区域全体の路網整備が可能となったことから、ルートを見直し、合わせて事業期間の延伸と総事業費を減額する内容となっている。

森林基幹道としての機能を十分に発揮するためには、このルート見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成35年度の完成に努められたい。

②道路事業 国道139号（上和田^{かみわだ}バイパス）（大月市）

この事業は、国道139号の大月市七保町瀬戸上和田地内において、幅員狭小による小型車同士のすれ違いが困難な状況の解消や通学する小学生等歩行者の安全確保を図るために、バイパス道路を整備するものである。

今回の見直し案は、橋梁下部工等の軟弱地盤対策やトンネル掘削方法の変更等により事業費を増額するとともに、用地交渉に時間を要したことから事業期間を延伸する内容となっている。

用地取得に関しては、交渉を重ねた結果、概ね完了したこと、この事業の完成により、通行の安全性が十分に向上することなどから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成34年度の完成に努められたい。

③砂防事業 むじな^{きわ}沢（南都留郡道志村）

この事業は、道志村を流下する砂防指定地 むじな沢において、台風や集中豪雨による土砂災害を防止するため、砂防堰堤を整備するものである。

今回の見直し案は、公図と現況に相違があり境界確定に時間を要したことに加えて、関係機関との協議により新たに管理用通路を設置することになったため、事業費を増額するとともに事業期間を延伸する内容となっている。

用地取得に関しては、境界確定の目途も立ち早期に完了できる見込みとなったこと、この事業の完成により、土石流被害に対する地区の安全性が大きく向上することなどから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成32年度の完成に努められたい。

④急傾斜地崩壊対策事業 しちりいわ 七里岩（韮崎市）

この事業は、韮崎市水神1丁目地内外の急傾斜地崩壊危険区域七里岩において、台風や集中豪雨による崖崩れ災害を防止するための施設を整備するものである。

今回の見直し案は、地質調査結果をもとに、景観にも配慮しつつ安全性を確保するためにグラウンドアンカー工等を採用するなど、現場条件に適した多種の工法を組み合わせたことにより、事業費を増額するとともに事業期間を延伸する内容となっている。

この事業の完成により、市街地を形成する人家や事業所の崖崩れに対する安全性が大きく向上することなどから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、今後も安全性を確保するとともに景観に配慮した工法を採用しつつ、時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成38年度の完成に努められたい。

3 事後評価について

3-1 事後評価実施にあたって

公共事業をより効果的、効率的に計画・実施していくためには、完了した事業を厳密に検証し、その結果を今後の事業展開に反映させることが必要である。

このため、事後評価では、整備が完了した事業について、事業目的の達成度や環境への影響などの検証を行い、必要に応じて適切な改善措置等を検討することとしている。今回は、以下の17事業について事後評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

3-2 個別事業に対する意見

①かんがい排水事業 しかむらせき 四ヶ村堰（南アルプス市）

この事業は、南アルプス市の釜無川右岸地域へ農業用水を供給するため、頭首工や沈砂池など老朽化した取水施設を改修整備したものである。

整備後は、河川からの流入土砂による通水阻害などが解消され、維持管理費が軽減されるとともに、安定した農業用水が確保されたことにより、高品質な野菜や果樹が生産可能となり農業所得が増加していることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

②かんがい排水事業 かやがたけ 茅ヶ岳（北杜市・韮崎市・甲斐市）

③畑地帯総合整備事業 あけの 明野（北杜市）

④畑地帯総合整備事業 にらさきふたば 韮崎双葉（韮崎市・甲斐市）

この3つの事業は、茅ヶ岳山麓のすそ野に広がる畑地帯の農業振興を目的とした関連事業であり、塩川ダムから農業用水をパイプラインにより導水するかんがい排水事業と、ほ場整備・農道・

用排水路などの農業生産基盤を地域条件に応じて総合的に整備したものである。

整備後は、安定した農業用水の供給により、度重なる干ばつ被害が解消され、高品質な野菜や果樹などの生産が盛んになるとともに大区画のほ場や農道等の整備により、農業生産法人等の新たな担い手の参入や観光農業への転換が見られるなど、収益性の高い農業経営が展開されている。さらには、整備を契機に様々なイベントも開催され都市住民との交流が盛んになるなど、地域の特色を生かした農業振興が図られていると認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑤畑地帯総合整備事業 てらお 寺尾（笛吹市）

この事業は、笛吹市境川町の丘陵地で、もも・ぶどう等への転換が進んでいる果樹地域において、生産条件を改善するために農道・排水路を整備したものである。

整備後は、機械・資材の搬入や農産物の搬出、出荷条件等が改善され、農作業の効率向上や農作物の品質向上などにより農業所得が増加していることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑥中山間地域総合整備事業 やつがたけとうぶ 八ヶ岳東部（北杜市）

この事業は、八ヶ岳南麓で水稻や野菜栽培を主体とした農業が営まれている中山間地域において、農道・ほ場整備などの農業生産基盤、集落道・集落排水路等の農村生活基盤、また農村公園や活性化施設等の都市農村交流基盤も併せて総合的に整備したものである。

整備後は、作業効率や用排水機能の向上により、高品質な高原野菜が栽培され産地強化が図られたことや、さらには憩いの場や都市農村交流の場の創設により、各種イベントも開催され都市住民との交流も盛んになり、地域に活力が生まれたことなど、中山間地域等の農村生活・生産機能の向上が認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑦中山間地域総合整備事業 いちかわだいもん 市川大門（西八代郡市川三郷町）

この事業は、市川三郷町の北西部に位置し、平坦部で水稻、山間部では養蚕中心の農業が営まれてきた中山間地域において、用排水施設・ほ場整備・鳥獣害防止施設等の農業生産基盤や集落道等の農村生活基盤を総合的に整備したものである。

整備後は、漏水や溢水被害の防止、獣被害の減少などにより農作物の収量増や品質向上が図られ直売所等への出荷が促進されたことなど、農業所得の増加等が認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑧中山間地域総合整備事業 あしがわ 芦川（笛吹市）

この事業は、芦川渓谷沿いに水稻や野菜栽培が行われている中山間地域において、農道・用排水路・鳥獣害防止施設等の農業生産基盤や集落排水路等の農村生活基盤、また活性化施設などの都市農村交流基盤も併せて総合的に整備したものである。

整備後は、農道など生産条件の改善や獣被害の減少などにより農作物の品質向上や収量増が図られ直売所等への出荷が促進されたことや、さらには交流基盤施設において特産品の加工や開発にも熱心に取り組んでいることなど、地域の特色を生かした農業振興が図られていると認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑨田園交流基盤整備事業 ながさか 長坂（北杜市）

この事業は、八ヶ岳南麓で豊富な湧水や周囲の山々と調和したため池など地域資源が豊富にある農村地域において、JR中央線と中央自動車道により分断された集落間を結ぶ道路と歩道を整備したものである。

整備後は、集落間や拠点施設へのアクセス並びに安全性が向上したこと、また、新たに散策する都市住民等の人の流れも創出されたことなど、地域の活性化が図られていると認められることか

ら、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑩道路事業 (主) 都留^{つる}インター線 (都留^{つる}インターフル化) (都留市)

この事業は、国道139号の渋滞解消や地域活性化を目的とした中央自動車道富士吉田線都留インターのフルインター化に伴い、富士吉田方面への出入りランプを付加したものである。

整備後は、富士吉田市方面への高速道路の利用により、都留市から富士吉田市への大幅な時間短縮による利便性の向上、医療・防災面の安全・安心なまちづくり、周辺の観光拠点と地域資源を結び付けるなど地域の活性化などに寄与していると認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑪道路事業 (主) 茅野^{ちのほくとにらさき}北杜^{あおさか}葦崎線 (青坂^{あおさか}バイパス) (葦崎市)

この事業は、主要地方道 茅野北杜葦崎線の葦崎市藤井町地内において、幅員が狭小で歩道も整備されていないことに加え、青坂隧道は施工年が非常に古く、トンネル断面や道路線形が円滑な自動車交通には適さないことから、朝夕の渋滞解消や大型車通行の円滑化を図るためにバイパス道路を整備したものである。

整備後は、車両の円滑な交通が可能となり、沿線地域と市中心部とのアクセスが向上するとともに、豪雨や地震時にも安全に通行できる道路としての機能が強化されたと認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑫道路事業 (主) 四日市場^{よっかいちばうえのはら}上野原線 (新天神^{しんてんじん}トンネル) (上野原市)

この事業は、主要地方道 四日市場上野原線の上野原市鶴島地内において、既設トンネルの老朽化及び幅員が狭小ですれ違い困難な状況を解消するため、バイパス道路を整備したものである。

整備後は、合併した旧秋山村と上野原市中心部のアクセスが向上し、豪雨や地震時にも安全に通行できる道路としての機能が強

化され、地域の観光振興にも貢献していると認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑬街路事業 (都) 塩^{しお}の山西^{やま}広門^か田線^{わだ} (I期工区) (甲州市)

この事業は、都市計画道路 塩の山西広門田線の甲州市塩山上於曾地内において、幅員が狭小で歩道も整備されていないことに加え、中沢ガード(JR横断)については通行車両の高さも制限されているため、朝夕の渋滞解消や歩行者の安全性向上等を図ることを目的として、現道拡幅と歩道を整備したものである。

整備後は、車両の円滑な交通が可能となり、朝夕の慢性的な渋滞は解消され、近隣の小・中学校及び専門学校へ通う歩行者等の安全性の向上が認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑭街路事業 (都) 上於曾^{かみおぞえき}駅前^{あかお}赤尾^{あおはし}線 (青橋工区) (甲州市)

この事業は、都市計画道路 上於曾駅前赤尾線の甲州市塩山上於曾地内において、幅員が狭小で歩道も整備されていないため、朝夕の渋滞解消や歩行者の安全性向上等を図ることを目的として、現道拡幅と歩道を整備したものである。

整備後は、車両の円滑な交通が可能となり、朝夕の慢性的な渋滞は解消され、近隣の小・中学校及び専門学校へ通う歩行者等の安全性の向上が認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑮道路事業 国道411号 (一之瀬^{いちのせ}高橋^{せたかはし}バイパス)
(北都留郡丹波山村～甲州市)

⑯道路事業 国道411号 (大常木^{おおつねき}バイパス) (北都留郡丹波山村)

この2つの事業は、国道411号の丹波山村大常木から甲州市塩山一之瀬高橋までの落石や土砂崩落の危険性が高い箇所を解

消するため、トンネルによるバイパス道路を整備したものである。

整備後は、落石や土砂崩落の危険性が解消され、これに起因する通行規制もなくなるなど、豪雨や地震時にも安全に通行できる道路としての機能が強化された。また、旅行速度が改善されたことにより、甲州市と丹波山村を結ぶアクセス道路としての機能が向上し、観光振興にも貢献していると認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑰道路事業 (一) ^{うつなていしゃじょう}内船停車場線 ^{なんぶし}(南部橋) (南巨摩郡南部町)

この事業は、一般県道 内船停車場線の南巨摩郡南部町内船地内外において、南部橋の老朽化とともに幅員が狭小ですれ違いが困難な状況や重量制限(14t)の解消を図るために、橋梁を架け替えたものである。

事業は当初の計画どおりに実施され、整備後は、重量制限が解消されたことから大型車の往来が可能となり、物流の利便性が向上した。また、車道と分離された歩道の整備により歩行者や自転車利用者の安全も向上したと認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

4 附帯意見

個別事業に対する本委員会の意見は前記のとおりであるが、審議過程において各委員からは事業全般に関すること、評価手法に関わることなど多くの意見が出された。

公共事業評価を実施するに当たっては、県民へのアカウンタビリティ（説明責任）や客観性・透明性を十分に確保する必要があることから、ここに、今後検討すべき主な内容を附帯意見として3点附記するので、県におかれてはこの趣旨を十分理解され、今後の評価調書の作成や事業計画の策定等に配慮されたい。

（1）広域的な視点からの説明について

事業によっては、関連事業を踏まえた説明をすることで、被評価事業の意義や効果がより明確に示されることから、必要に応じて広域的な視点で説明を付加するように配慮されたい。

（2）事後評価調書の記載内容について

事後評価調書については、調書2（1）④その他の事業効果の発現状況や2（9）その他特筆すべき事項欄に、定量的に公表できる数値を積極的に記載するなど、県民の理解が深められるような記載内容とするよう配慮されたい。

（3）委員会審議対象について

本委員会が審議する対象事業については、山梨県公共事業評価実施要綱に基づき選定されているが、事業によっては、計画どおり順調に進捗している再評価案件などがあり、効率的な委員会運営のために、対象事業の選定方法を見直す必要があると考えられる。このため、新たに小委員会を設置して議論を進め、ここでの検討結果を踏まえて、本委員会における審議対象見直しの方向性を示すこととした。

今後の委員会運営にあたっては、この見直しの方向性を十分に反映し、対象事業の審議を一層充実させるよう配慮されたい。

[審議対象見直しの方向性]

・再評価について

事前評価及び事後評価と同様、基本的には10億円以上の事業について、本委員会で審議することとする。

当初計画または直近の再評価時の計画と比べて計画期間や総事業費に大幅な変更がない事業については、本委員会での審議を必要としないこととする。

・事後評価について

事業完了後の成果を検証し、今後の同種事業に反映させることに主眼を置く。したがって、同種事業が複数ある場合は代表的なものを審議する等、本委員会での審議対象事業を絞ることとする。

なお、関連する他の事業がある場合は、関連事業も踏まえて適切に評価するよう配慮されたい。

5 審議経過

(1) 第1回評価委員会

開催日：平成28年5月31日（火）

内 容：前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について
再評価事業の説明・審議（8事業）
事後評価事業の説明・審議（4事業）

(2) 第2回評価委員会

開催日：平成28年6月24日（金）

内 容：事後評価事業の説明・審議（13事業）

(3) 第3回評価委員会

開催日：平成28年7月22日（金）

内 容：現地視察（再評価事業 1事業、事後評価事業 3事業）

(4) 第4回評価委員会

開催日：平成28年9月13日（火）

内 容：評価マニュアルの変更に関する審議
詳細審議（再評価事業 2事業）

(5) 第5回評価委員会

開催日：平成28年10月13日（木）

内 容：事前評価の説明・審議（1事業）
再評価事業の説明・審議（2事業）
評価委員会審議対象の見直し審議

6 平成28年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿

委員長	むらかみ 村上	ゆきとし 幸利	山梨大学名誉教授
副委員長	むとう 武藤	しんいち 慎一	山梨大学大学院准教授
委員	いしだい 石平	ひろし 博	山梨大学大学院准教授
同	おおつか 大塚	ゆかり	山梨県立大学准教授
同	おざわ 小澤	ふさこ 房子	小澤木彫アート代表
同	かきしま 柿嶋	みほこ 美保子	風土記の丘農産物加工 直売組合加工部代表
同	ひらまつ 平松	しんや 晋也	信州大学教授
同	ひらやま 平山	けいこ けい子	山梨大学大学院准教授
同	まつもと 松本	たけし 武	東京農工大学大学院講師
同	よしだ 吉田	しゅういちろう 修一郎	東京大学大学院准教授

(敬称略：委員は五十音順、役職は平成28年10月現在)